

遺失物法の規定に基づく特例施設占有者の指定、施設占有者に対する報告の要求等に係る手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 3 月 28 日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第 8 号

遺失物法の規定に基づく特例施設占有者の指定、施設占有者に対する報告の要求等に係る手続に関する規則の一部を改正する規則

遺失物法の規定に基づく特例施設占有者の指定、施設占有者に対する報告の要求等に係る手続に関する規則（平成19年香川県公安委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（指定の通知等） 第 3 条 略 2 施行規則第28条第 4 項の規定による公示は、別記様式第 6 号の特例施設占有者指定公告によるとともに、<u>インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</u> （公示事項等の変更の届出方法等） 第 4 条 略 2 略 3 施行規則第29条第 2 項の規定による公示は、別記様式第 8 号の特例施設占有者変更事項公告によるとともに、<u>インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</u> （指定の取消しの手続） 第 5 条 略 2 略 3 施行規則第30条第 2 項の規定による公示は、別記様式第10号の特例施設占有者指定取消公告によるとともに、<u>インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</u> 別記様式第 2 号（第 2 条関係）	（指定の通知等） 第 3 条 略 2 施行規則第28条第 4 項の規定による公示は、別記様式第 6 号の特例施設占有者指定公告を<u>公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。</u> （公示事項等の変更の届出方法等） 第 4 条 略 2 略 3 施行規則第29条第 2 項の規定による公示は、別記様式第 8 号の特例施設占有者変更事項公告を<u>公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。</u> （指定の取消しの手続） 第 5 条 略 2 略 3 施行規則第30条第 2 項の規定による公示は、別記様式第10号の特例施設占有者指定取消公告を<u>公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。</u> 別記様式第 2 号（第 2 条関係）

誓 約 書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住 所
氏 名

私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上若しくは懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は刑法第 235 条、第 243 条（同法第 235 条の未遂罪に係る部分に限る。）、第 247 条、第 254 条、第 256 条第 2 項若しくは第 261 条に規定する罪若しくは遺失物法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- 3 精神機能の障害により特例施設占有者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

誓 約 書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住 所
氏 名

私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は刑法第 235 条、第 243 条（同法第 235 条の未遂罪に係る部分に限る。）、第 247 条、第 254 条、第 256 条第 2 項若しくは第 261 条に規定する罪若しくは遺失物法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- 3 精神機能の障害により特例施設占有者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別記様式第 2 号の改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第 2 号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。